

＜対策のポイント＞

農山漁村活性化法に基づき、都道府県又は市町村が策定した農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

＜政策目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人[令和2年度まで]）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない[令和7年度]）

＜事業の内容＞

- 過疎化の進行等、地域における課題を解決するため、都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。
- 活性化計画に定めた目標の達成に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を交付金により支援。  
・指定棚田地域における振興活動に資する事業メニューの追加

※下線部は拡充内容

1. 農山漁村定住促進対策型

○地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

（例）集出荷・貯蔵・加工施設、低コスト耐候性ハウスなど

2. 農山漁村交流対策型

○交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交流を図る目的で実施するもの。

（例）農作業の体験施設、廃校を利用した交流施設など

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 計画主体 都道府県、市町村
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）
- 交付率 1/2等



集出荷・貯蔵・加工施設



農産物直売所



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課（03-3501-0814）